

厚生労働大臣の定める掲示事項

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療をおこなっている保健医療機関です

入院時食事療養

当病院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出をおこなっており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています

入院基本料に関する事項

当病院は、3病棟、137床を有する病院で各病棟の看護職員（看護師及び准看護師）の配置は下記のとおりです

4階病棟：急性期一般入院料6（10：1）37床

1日に8人以上の看護職員が勤務しています。

9時～17時：看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です

17時～9時：看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です

5階病棟：地域包括ケア病棟入院料1（13：1）52床

1日に12人以上の看護職員が勤務しています。

9時～17時：看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です

17時～0時：看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です

0時～9時：看護職員1人当たりの受け持ち数は26人以内です

6階病棟：回復期リハビリテーション病棟入院料1（13：1）48床

1日に12人以上の看護職員が勤務しています。

9時～17時：看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です

17時～0時：看護職員1人当たりの受け持ち数は48人以内です

0時～9時：看護職員1人当たりの受け持ち数は48人以内です

入院診療計画・院内感染防止対策・医療安全管理体制・褥瘡対策・栄養管理体制・意思決定支援及び身体的拘束について

当病院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が多職種共同で、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書にてお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について、基準を満たしております。